

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年11月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで  
③ 昭和54年1月から同年3月まで

夫が公務員であったため、国民年金への加入は任意だったが、実母の強い勧めで、昭和49年12月に国民年金に加入した。国民年金に加入した際、さかのぼって保険料を納付することができることと聞き、申立期間①に係る保険料を納付した。

また、申立期間②及び③の保険料についても、すべて納付した。年は違うが、同じ1月分から3月分までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和49年12月から57年3月までの88月について任意加入しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、A市区町村が保管する国民年金保険料検認簿によれば、申立期間前後の昭和51年度、54年度及び55年度に係る1月分から3月分までの保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する被保険者台帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和49年12月26日

(任意加入)となっており、申立期間は任意加入対象期間であることから、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、46年10月及び11月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から同年12月1日まで  
昭和46年8月頃よりA社に勤務していた。

入社後すぐに社会保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社発行の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和46年9月9日から同社に勤務し、申立期間のうち、46年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年8月から同年10月1日までの期間については、i) 申立事業所が保管する社員名簿における申立人の入社日及び申立人の雇用保険記録における資格取得日は、いずれも昭和46年9月9日付けである上、複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立事業所に同年8月に勤務していた事実は確認できないこと、ii) 申立人が所持する給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から同年11月15日まで  
A社での厚生年金記録が昭和58年9月30日までとなっているが、実際は、同社が倒産した同年11月15日まで勤務し厚生年金にも加入していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票等により、申立人が申立期間に申立事業所に継続して勤務していたことが認められるとともに、申立期間に申立事業所とともに勤務していた申立人の妻は、当時の給与明細書を所持しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当時、申立事業所において給与事務を担当していた社員は、「倒産するまで、給与支給や厚生年金保険料の控除等事務を普段どおり行っていた」と供述するなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について、申立人の妻とは異なった取り扱いが行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年8月の社会保険事務所の記録等から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和58年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から同年11月15日まで  
A社での厚生年金記録が昭和58年9月30日までとなっているが、実際は、同社が倒産した同年11月15日まで勤務し厚生年金にも加入していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票等により、申立人が申立期間に申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間に係る昭和58年9月及び10月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額等に基づき、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和58年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期



間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和51年4月から52年3月までの期間について、A市区町村において国民健康保険に加入していたと記憶しており、当該加入手続を行った際に国民年金への加入手続についても併せて行い、国民年金保険料も納付したと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民健康保険の加入手続と併せて国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所及びA市区町村において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続を行った時期及び申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である上、申立人の妻も、申立期間が未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案450

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から47年3月まで

私が20歳になった昭和41年12月ころ、当時勤務していた事業所の親方の奥さんが、私の国民年金加入手続を行ってくれた。

申立期間に係る国民年金保険料は、同人に、当該事業所から支払われる給与から天引きしてもらい、集金人を通じて納付してもらっていた。一緒に勤務していた私の兄も同じ方法で国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時、使用していた（現在は紛失している）国民年金手帳には、基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号とは違う番号が記載されていたと記憶している。

国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付は、A市区町村において行われたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤務していた事業所の親方の妻は、「国民年金は個人でそれぞれ加入しており、事業所は一切関与していない。申立人の国民年金保険料を給与から天引きしたことは一切無く、納付したことも無い。」と供述している。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の兄も、「事業所が給与から国民年金保険料を控除していた事実は無く、親方の奥さんが私と弟の国民年金保険料を納付した事実も無い。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月以降に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A市区町村においても、「申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月ころに払い出されたと推測され、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度分となり、市区町村の職員が集金することは考えられない。」との見解を示しているなど、申立人の主張を裏付ける事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月24日から44年12月1日まで

社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、A社における私の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和44年12月1日とされている。

私は、申立事業所に昭和43年9月24日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立期間に係る雇用保険被保険者記録により、申立人が少なくとも昭和44年12月1日以前から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所が保管する申立人の「健康保険厚生年金被保険者資格取得届（控）」によれば、申立人の健康保険厚生年金保険資格取得日は昭和44年12月1日となっている上、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票において記録訂正が行われた形跡も無い。

また、複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険記号番号順索引簿等において、昭和38年10月1日から44年8月25日までに資格取得された健康保険の整理番号の記録に、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

加えて、申立事業所は、当時の人事記録、給与台帳等を廃棄している上、複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案273

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月10日から32年9月5日まで  
65歳の誕生日前に社会保険事務所に出向き、年金裁定手続を行った際、昭和26年11月から32年8月までの計70月について、32年11月26日に脱退手当金が支給されていたことを聞かされた。  
私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年11月26日に支給されているほか、脱退手当金の支給金額（8,743円）は法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金の支給時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から35年7月まで

私は、中学校卒業直後の昭和32年4月からA社に正社員として就職し、35年7月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間当時一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B中学校に保管されている旧C中学校の昭和31年度卒業生名簿の記載内容及び複数の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の経理担当者は、「厚生年金保険への加入については、従業員から希望を聴取していたため、手取額が多い方がよいとの理由から加入しない従業員もいた。このため、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と供述している上、申立人が記憶している同僚15名のうち6名に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立事業所が必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和31年12月1日から38年2月1日までに資格取得された健康保険の整理番号の記録に、申立人の氏名は無い。

さらに、申立事業所は、平成14年12月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚等（12名）から事情を聴



取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年3月2日まで  
昭和54年8月からA社の代表取締役を務めていた。

平成8年9月2日付けでそれまで41万円であった標準報酬月額が6年10月までさかのぼって9万2,000円に減額処理が行われている。報酬月額の変更届をした記憶は無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立事業所全喪後の平成8年9月2日付けで、さかのぼって申立期間のすべてについて9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿から、申立人が、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間当時、申立事業所に勤務していた社員6人（申立人を含む。）のうち、申立人を含む取締役3人についてのみ、申立期間の標準報酬月額が、平成8年9月2日付けで、さかのぼって一律の9万2,000円に減額訂正されていることなどから、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに、無断でこのような処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。